

山梨県地域保健医療計画・中北圏域アクションプランの概要

山梨県地域保健医療計画

基本理念 県民すべてが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会づくりを目指し、県民自らの自主的な健康づくりへの支援や地域保健医療の総合的な体制整備に取り組みます。

期間 平成25年度～29年度(5年間)

県計画項目

第1章	第2章	第3章	第4章	第5章	第6章	第7章	第8章
基本的事項	保健医療提供体制の状況	人材の確保と資質の向上	地域医療提供体制の整備	疾病・事業ごとの保健医療の連携体制	保健・医療・福祉の総合的な取り組み	安全で衛生的な生活環境の整備	計画の推進方策と進行管理
計画の期間 計画の位置づけ 計画策定の経緯・趣旨	医療圏の設定と基準病床数 保健と医療の現況	医師・歯科医師・薬剤師 看護職員 管理栄養士・栄養士 理学・作業療法士・言語聴覚士 その他の保健医療従事者	介護サービス従事者 医療安全・医療相談 保健医療の情報化 医療機関の機能分担と連携 住民・患者の立場に立った医療提供体制	がん 脳卒中 急性心筋梗塞 糖尿病 精神疾患 小児救急を含む小児医療 周産期医療 救急医療 災害医療 へき地医療 在宅医療 その他の疾病等	健康づくり 高齢者保健福祉 障害者保健福祉 母子保健福祉 学校保健・産業保健 保健・医療・福祉の総合的な連携を推進する施設	生活衛生対策 食品の安全確保対策 薬物乱用防止対策 医薬品等の安全管理 健康危機管理体制	数値目標 計画の進行管理 計画の推進体制 計画の周知

中北圏域として「県計画」を推進

中北圏域アクションプランの概要



中北圏域アクションプランとは・・・山梨県地域保健医療計画を推進する上で、中北医療圏において「**特に重点的に取り組む事業**」の具体的な内容を明らかにした行動計画です。

評価について・・・毎年定期的な進捗状況の評価と、中間年(平成27年度)に中間評価を行ない、アクションプランを見直します。

1. 「リスクコミュニケーション」*を図りながら、健康危機管理体制を推進します。

- (1)医療安全の体制整備(#4)
- (2)救急医療体制の整備(#5)
- (3)大規模災害時医療救護体制の強化(#5,#7)
- (4)感染症対策の強化(#5,#7)
- (5)食中毒対策の推進(#7)
- (6)薬物乱用防止対策の推進(#7)

#は、県計画の章番号
#1=第1章



*リスクコミュニケーション: 社会におけるリスク(危険性・どのくらい危険があるか、あるいはどのくらい安全なのか)に関する正確な情報・状況を行政・専門家・住民などの関係者間で共有し、意思疎通を図りながら、合意形成を行なうこと。

2. 地域で安心して暮らしていくための保健・医療・福祉の連携を推進します。

- (7)在宅療養者支援(在宅医療)の推進(#5,#6)
- (8)難病対策の推進(#5)
- (9)認知症早期発見・早期対応等地域連携の推進(#6)
- (10)地域包括ケアシステムの構築(#6)



3. 「ソーシャルキャピタル」**を活用した健康なまちづくりを推進します。

- (11)地域・職域保健連携体制づくり及び活動の充実(健康づくり「健やか山梨21」の推進)(#5,#6)
- (12)自殺予防対策の推進(#5)
- (13)児童虐待防止対策の充実(#6)
- (14)発達障害(児)者の支援体制への支援(#6)

**ソーシャルキャピタル: 地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本。



4. 保健・医療・福祉に関わる職員の人材育成を推進します。

- (15)人材育成の推進(#3,#5,#6)

